

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

<事業活動の概況>

当期間における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症(以下COVID-19)による厳しい状況から経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復しており、個人消費や設備投資の持ち直しが続いています。一方で、世界的な金融引締め長期化等による海外景気の下振れリスク、物価上昇や金融資本市場の変動等が我が国の経済に与える影響には十分注意する必要があります。

世界各国から日本へのインバウンド需要は回復傾向にあります。しかし、重要なマーケットである中国については、団体訪日旅行が解禁されたものの、景気低迷の影響もあり、本格的な回復には至っておりません。

そのような中、2025年の大阪・関西万博の成長機会を確実に捉えていくためにも、関西国際空港の第1ターミナルビルの改修を引き続き着実に進めてまいります。

航空業界は、COVID-19の世界的感染拡大の影響により甚大な影響を受け、関西国際空港・大阪国際空港・神戸空港の3空港においても航空旅客需要は厳しい状況が続きましたが、2023年4月29日には日本政府の水際措置が終了し、その後5月8日から日本国内におけるCOVID-19の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行したことも後押しとなり、国際旅客便は一層の復便が進み、着実に回復してきています。また、国際線旅客数に関してもCOVID-19感染拡大前同様の旺盛な訪日インバウンド需要に支えられ、順調に回復が進みました。一方、重要なマーケットである中国は、団体訪日旅行が8月まで解禁されなかったことに加え、解禁以降も一部訪日を控える動きが見られたことから、本格的な回復には至りませんでした。国内旅客便はすでにCOVID-19感染拡大前と同水準の運航便数に戻っており、安定的な需要に支えられ、国内線旅客数も堅調に推移しました。一方で、国際貨物便は、国際旅客便の復便に伴い、旅客機を貨物便として使用する旅客機貨物便の運航が無くなりました。ただし、旺盛なEコマース貨物需要に支えられ、中国方面における一部の航空会社による増便等、プラス要素もありました。

これらの結果、当期間における関西国際空港・大阪国際空港・神戸空港の3空港合計の利用実績は、航空機発着回数が、16.7万回、前年同期比+27%、2019年度比-13%、航空旅客数が2,098万人、前年同期比+96%、2019年度比-21%、貨物取扱量が40.7万トン、前年同期比-7%、2019年度比-7%となりました。

同期間における関西国際空港の利用実績は、航空機発着回数8.0万回、前年同期比+74%、2019年度比-24%となりました。国際線では、2023年4月29日の日本政府の水際対策の終了等により、旅客便の運航便数は前年同期比+591%、COVID-19感染拡大前の2019年度比でも-40%と回復が進みました。旅客便の回復に伴い、貨物便数は減少傾向にあるものの、旺盛なEコマース需要に支えられた中国方面における一部の航空会社の便数増等により、当期合計の国際貨物便の発着回数は1.1万回と、開港来過去最高を記録した2021年度と比較すると-20%となったものの、2019年度比は+60%と依然高い水準を維持しています。国内線の発着回数は、2019年度比-1%とCOVID-

19 感染拡大前の 2019 年度とほぼ同水準となりました。また、国際線旅客数も、日本政府の水際対策の終了や、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが 5 類に移行したこと等により、今年度以降順調に回復しており、直近の 2023 年 9 月は COVID-19 感染拡大前の 2019 年度と比較した回復率も約 8 割に到達する等、当期合計で 840 万人、前年同期比+1,310%、2019 年度比-34%となりました。国内線旅客数は、当期合計で 346 万人、前年同期比では+19%となったものの、2019 年度比では-3%となりました。その結果、国際線・国内線の合計旅客数は 1,186 万人、前年同期比+239%、2019 年度比では-27%となりました。国際貨物量の当期合計は 36.0 万トンと、ウクライナ問題、物価上昇及び円安等の影響により、前年同期比-8%、2019 年度比においても-3%と減少傾向にあります。国内貨物量は 0.5 万トン、前年同期比+55%、2019 年度比-30%となり、国際・国内の合計貨物量は 36.5 万トン、前年同期比-7%、2019 年度比-4%となりました。

また、大阪国際空港でも、旅客数は 739 万人、前年同期比では+27%と改善したものの、2019 年度比では-12%にとどまりました。

さらに、神戸空港では、2019 年 8 月からの規制緩和による増便効果等により、旅客数は 173 万人、前年同期比+22%、2019 年度比+1%と 2006 年の開港来過去最高となりました。

【関西国際空港+大阪国際空港+神戸空港】2023 年 4 月 1 日～2023 年 9 月 30 日

	国際線	国内線	合計
発着回数	5.5 万回 (対前年同期比+170%)	11.2 万回 (対前年同期比+0%)	16.7 万回 (対前年同期比+27%)
一日当たりの就航便数	301.4 便 (対前年同期比+170%)	609.7 便 (対前年同期比+0%)	911.1 便 (対前年同期比+27%)
航空旅客数	840 万人 (対前年同期比+1,310%)	1,258 万人 (対前年同期比+24%)	2,098 万人 (対前年同期比+96%)
貨物量	36.0 万トン (対前年同期比-8%)	4.7 万トン (対前年同期比+1%)	40.7 万トン (対前年同期比-7%)

(注) 表中の合計及び対前年同期比の数値は、端数処理の関係上、単純計算値とは一部一致していません。

【関西国際空港】2023 年 4 月 1 日～2023 年 9 月 30 日

	国際線	国内線	合計
発着回数	5.5 万回 (対前年同期比+170%)	2.5 万回 (対前年同期比-2%)	8.0 万回 (対前年同期比+74%)
一日当たりの就航便数	301.4 便 (対前年同期比+170%)	136.7 便 (対前年同期比-2%)	438.1 便 (対前年同期比+74%)
航空旅客数	840 万人 (対前年同期比+1,310%)	346 万人 (対前年同期比+19%)	1,186 万人 (対前年同期比+239%)
貨物量	36.0 万トン (対前年同期比-8%)	0.5 万トン (対前年同期比+55%)	36.5 万トン (対前年同期比-7%)

(注) 表中の合計及び対前年同期比の数値は、端数処理の関係上、単純計算値とは一部一致していません。

【大阪国際空港】2023 年 4 月 1 日～2023 年 9 月 30 日

	合計
発着回数	6.9 万回 (対前年同期比+1%)
一日当たりの就航便数	378.7 便 (対前年同期比+1%)
航空旅客数	739 万人 (対前年同期比+27%)
貨物量	4.2 万トン (対前年同期比-3%)

(注) 表中の合計及び対前年同期比の数値は、端数処理の関係上、単純計算値とは一部一致していません。

【神戸空港】2023年4月1日～2023年9月30日

	合 計
発 着 回 数	1.7 万回 (対前年同期比+2%)
一日当たりの就航便数	94.3 便 (対前年同期比+2%)
航 空 旅 客 数	173 万人 (対前年同期比+22%)

(注) 表中の合計及び対前年同期比の数値は、端数処理の関係上、単純計算値とは一部一致していません。

当社は、中期及び単年度事業計画に基づき、企業価値の向上にグループ一丸となって取り組んでまいりました。当期間における主な取り組み状況は、以下のとおりであります。

(1) 航空系の主な取り組み

当期間は、本格的な COVID-19 からの回復期と捉え、国内外の航空会社への個別訪問を再開させるなど積極的な営業活動を行った結果、COVID-19 前に就航実績のあった国際旅客便の復便、増便のみならず、新規航空会社の誘致や、新規就航先の拡大が実現しました。

当期間の貨物便に関する取り組みにおいては、新規に着陸料インセンティブを設定し、新たな国際貨物便ネットワーク構築に向けての取り組みを開始しました。また、ウクライナ問題、物価上昇などに端を発する世界的な航空貨物需要低下というマイナス要素があったものの、旅客機貨物便を除く貨物便数は減少せず維持されており、E コマース貨物関連での増便も実現しました。貨物上屋は、引き続きひっ迫した状態が続いていますが、限られたキャパシティーを有効活用し、ハンドリング遅延等の不具合が発生しないよう、適切に運営しております。引き続き、今後の貨物輸送キャパシティーの確保や拡大を見据えて、貨物専用便の誘致にも努めております。

(2) 関西国際空港 第1ターミナルビルの改修 (T1 リノベーション)

関西国際空港第1ターミナルビルの改修については、2021年5月28日に本格着工し、予定通り進捗しております。

T1 リノベーションの第一弾となる新国内線エリア整備の一環として、2022年10月1日には、保安検査前の一般エリアにおいて、新フードコート (Tasty Street) の供用を開始し、2022年10月26日には、新国内線エリア (保安検査場・搭乗ゲート・商業エリア・ラウンジ) の供用を開始しました。

また、2階一般エリアの商業店舗充実のため、2023年8月8日に2つの新規飲食店舗をオープンいたしました。引き続き、飲食6店舗・飲食物販複合1店舗を順次オープンしていく予定です。

更に、T1 リノベーションの第二弾である新出国エリア (出国審査場・搭乗ゲート・商業エリア) が、2023年12月5日にオープンすることが決定し、それに向けて現在順調に工事を進めております。新しい出国エリアは、ウォークスルー型免税店の他、中央のプラザエリアと4つの Mood エリアを展開します。店舗は合計27店舗 (飲食:9店舗、物販:7店舗、免税:1店舗、ブティック:9店舗、サービス:1店舗) となり、雰囲気異なる4つの Mood エリアでは、お客さまの気分に合わせて楽しんでいただける空間を作っています。また、南北の出国審査場を中央に集約することで、よりスムーズに出国手続きを進めていただけるようになります。

T1 リノベーションは、関西エリアにおける将来の国際線需要の拡大を見据え、関西国際空港の国際線キャパシティーの拡大とエアサイドエリア (保安検査後のエリア) の充実、旅客体験の向上を目的にしたもので、2025年春のグランドオープンに向けて順調に工事を進めています。当社グループは、これからも関係の皆さまと連携し、

国内外のお客さまを迎える関西地域のゲートウェイである関西国際空港の機能強化に向けて、引き続き安全・安心を第一にリノベーション工事を進めてまいります。

(3) 環境保全等に関する取り組み

2023年4月25日に、当社は、大阪・関西万博「TEAM EXPO 2025」プログラムの共創チャレンジに登録されました「大阪湾の海の森（藻場）保全・再生プロジェクト」の事業の一環として、関西国際空港で採取した海藻を阪南市へ移植しました。関西国際空港は、泉州沖5kmに埋め立てられた世界初の本格的な海上空港で、開港当初から環境にやさしい空港づくりを目指しており、大阪湾における海域生物の生息環境創出に貢献するため、空港島周辺の豊かな藻場環境の創造に向けて積極的に取り組んでいます。関西国際空港島造成時に、護岸の大部分に緩傾斜石積護岸を採用し、様々な工夫が積極的に展開されたことや、現在においても良好な藻場環境の維持や拡大をめざした取り組みを継続することで、大阪湾にある藻場のうち、約2割は関西国際空港の藻場が占め、様々な魚介類の生息場となっています。こうした取り組みを通して、同じく海の環境保全に積極的に取り組まれている阪南市と共創して取り組むことで、大阪湾全体の未来を築くための一助となると期待しています。

また、2023年7月18日には、ペットボトルの水平リサイクルである「ボトル to ボトル」のための専用回収ボックスを関西国際空港内に設置しました。当社グループでは環境計画（環境ビジョン 2050・環境目標 2030）の軸の1つである「循環経済」の主要な取り組みとしてプラスチックの削減・素材の転換・水平リサイクルを掲げています。「ボトル to ボトル」のための専用回収ボックスの設置は、この取り組みを推進するために実施するものです。「ペットボトルは資源」ととらえ、廃棄物の削減及びCO2の削減を実現しつつ、ペットボトルを再生することで資源の循環が可能となります。

更に、2023年8月1日には、大阪国際空港北立体駐車場①及び南立体駐車場に、今後需要拡大が予想されるEV車の普通充電用コンセントを184基導入することを決定しました。既設の充電設備は急速充電用の2基しかなく、EV車の充電利用には制約がありましたが、今回の大幅導入により国内空港では最大規模数のEV充電設備を備えた空港となります。なお、本件は経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」における充電インフラ補助事業を活用して実施するもので、2024年初頭のサービス開始をめざしています。

当社グループは、今後も引き続き環境負荷低減に向けた取り組みを推進し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(4) その他の主な取り組み

2023年5月16日～5月18日に、ACI Asia-Pacificが主催する「第18回ACIアジア太平洋地域総会」が神戸市で開催され、当社グループがホスト空港を務めました。

ACI Asia-Pacificとは、2023年4月時点で、アジアと中東の47の国・地域で622の空港を運営する131の会員を代表し、香港に本部を置く国際機関で、空港のための基準や政策に関する様々な情報を提供しています。当総会は、アジア太平洋地域内外の空港・航空関係者が一堂に会し、業界が抱える様々な問題や最新動向、将来展望などについて議論する国際会議で、関西で開催されるのは今回が初めてとなります。今回の総会においては、「Asia Pacific and Middle East Take-off: From Recovery to Global Leadership」のカンファレンステーマのもと、航空業界だけでなく関連業界の専門家が集まり、アフターコロナの空港開発や最先端技術の導入等について議論が展開されました。

当社グループは、今後も航空業界における環境問題や航空産業の更なる発展に向けた有意義な議論を推進するとともに、2025年に開催される大阪・関西万博をはじめ、関西地域を最大限アピールできるよう努めてまいります。

す。

<損益（連結）の概況>

当期間における営業収益は854億円、営業費用は724億円となり、営業利益は130億円となりました。また、営業外収益として13億円を、営業外費用として支払利息等を加え、経常利益は78億円となりました。これに、特別損益や税金等の調整を行った結果、親会社株主に帰属する当期純利益は52億円となりました。

1-2. 設備投資の状況

当期間における設備投資につきましては、関西国際空港第1ターミナルビルの改修や関西国際空港及び大阪国際空港の旅客搭乗橋の更新を行っております。

1-3. 資金調達の状況

当期間における資金調達につきましては、2016年3月1日付で株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行をはじめとする貸付人全13行との間で締結し、2021年3月25日付で契約変更したシニア金銭消費貸借契約により設定済みの、追加シニアCAPEX借入枠（限度額530億円、引出期限2026年3月31日）を使用しての設備投資資金25億円の借入を行いました。また、同じく設定済みのシニア運転資金借入枠（限度額100億円、使用期限2026年3月31日）を使用しての運転資金借入100億円の借入（2023年9月末までに返済済）を行いました。

1-4. 対処すべき課題

当社は、経営理念（私たちがめざすもの）の達成に向けて、具体的には、以下の事項に対して重点的に取り組んでまいります。

(1) 需要回復期の取り組み

2020年初より3年以上にわたり影響が続いてきたCOVID-19については、2023年5月8日をもって感染法上の位置づけが5類へと移行し、空港においても従来行われてきた水際対策が大幅に緩和されました。これに伴い航空需要についても国際線を中心に本格的な回復基調に転じ、現在、韓国はじめ東アジア圏で急速な復便が継続しております。

当社グループにおきましても、同5月8日付で国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止になったことを受けて、感染症拡大防止を目的に行ってきた各種施策は全て終了とし、検疫所で継続的に行われるモニタリングなど一部を除き平時の体制に移行しました。

関西国際空港では、政府の感染症対策終了や急速な需要回復など目まぐるしく変化する環境に柔軟に対応するため、総合対策本部（Joint Crisis Management Group: JCMG）の枠組みを活用して情報の連携や方向性の共有を行い、これまで以上に緊密な連携体制の構築を行ってまいりました。加えて、平時における事業者間連携強化の一環として、今期新たに通常運用下での実績把握や分析・改善を図り共有する会議体（Joint Airport Operation Council: JAOC）を立ち上げました。従来懸念されていた地上ハンドリングや保安検査等の業務における人員不足といった課題に対しても、これらの体制を通じて現状把握と空港内リソースの確保に継続的に努めることで、引き続き対処して参ります。

今後は更なる需要の拡大にも対処できるよう、引き続き関西国際空港・大阪国際空港・神戸空港の3空港全体で適切な空港機能の確保に取り組むとともに、将来の類似事案が発生した際の備えについても取り組んでまいり

ます。

(2) 持続可能な社会の実現への貢献

気候変動やエネルギー・資源の枯渇など様々な環境問題が深刻化しています。2018年度から2022年度まで取り組んだ環境計画「One エコエアポート計画」が終了するにあたり、2023年3月に新しい環境計画として「環境ビジョン 2050」「環境目標 2030」を策定しました。「脱炭素」「循環経済」「環境共生」を取り組みの3つの軸とし、長期的にめざす姿とマイルストーンとなる2030年度の具体的な目標を設定しています。

当社グループは、2050年度には事業活動に伴う温室効果ガス排出量の実質ゼロ、Zero Waste Airportを実現するとともに、水資源を効率的に利用し、自然との共生をめざします。更には、気候変動による被害を軽減するためのレジリエンス強化を図り、地域社会と積極的に連携し、持続可能な社会の実現に貢献する空港であり続けます。

環境目標（目標年次：2030年度）

- 脱炭素 ・ 関西エアポートグループの温室効果ガス排出量を2016年度比50%削減
- 循環経済 ・ 空港全体の廃棄物焼却量を2016年度レベルより増加させない
- ・ 関西エアポートグループの使い捨てプラスチック使用量を2016年度比30%削減
- 環境共生 ・ 適切かつ着実に、周辺環境の監視を継続
- ・ 空港全体の水の総使用量を2016年度レベルより増加させない
- ・ 関西エアポートグループの上水使用量を2016年度比15%削減
- ・ 生物多様性の保全

1-5. 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	期	第6期	第7期	第8期	第9期（半期）
	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	
営業収益（百万円）	57,214	66,368	99,875	85,392	
営業利益（百万円）	△42,812	△33,330	△14,777	13,003	
経常利益（百万円）	△52,009	△42,720	△25,635	7,835	
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益（百万円）	△34,498	△30,293	△18,996	5,180	
1株当たり 中間（当期）純利益（円）	△34,498.80	△30,293.45	△18,996.09	5,180.43	
総資産（百万円）	1,685,931	1,630,533	1,604,123	1,594,192	

②当社の財産及び損益の状況

区分	期	第6期	第7期	第8期	第9期（半期）
	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	
営業収益（百万円）	51,348	56,976	78,072	59,887	
営業利益（百万円）	△37,287	△30,557	△15,326	9,490	

経常利益(百万円)	△49,612	△41,424	△26,263	4,166
中間(当期)純利益(百万円)	△32,414	△28,758	△19,532	2,635
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	△32,414.39	△28,758.66	△19,532.23	2,635.01
総資産(百万円)	1,664,890	1,610,998	1,583,989	1,574,063

1-6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主要な事業内容
関西エアポート神戸株式会社	135	100.0	神戸空港の運営・維持管理業
関西エアポートリテールサービス株式会社	110	100.0	直営店舗運営業務・損害保険代理業
関西エアポートオペレーションサービス株式会社	20	100.0	警備・消防・防災事業
関西エアポートテクニカルサービス株式会社	40	100.0	空港施設の維持管理業
C K T S 株式会社	100	100.0	航空機運航に関わる地上支援業
国際航空旅客サービス株式会社	32	100.0	人材派遣業・ホテル運営業
関西国際空港熱供給株式会社	3,300	60.0	熱供給事業

1-7. 主要な事業内容

当社グループは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第7項に定める公共施設等運営権の設定を受けた、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等に関する業務、新関西国際空港株式会社から受託した業務を主な事業としております。

1-8. 主要な事業所

①当社

本店 大阪市西区西本町一丁目4番1号
 関西国際空港 大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
 大阪国際空港 大阪府豊中市蛍池西町3丁目555番地

②子会社

会社名	所在地
関西エアポート神戸株式会社	兵庫県神戸市中央区神戸空港1番
関西エアポートリテールサービス株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
関西エアポートオペレーションサービス株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
関西エアポートテクニカルサービス株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
C K T S 株式会社	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地
国際航空旅客サービス株式会社	大阪府豊中市蛍池西町3丁目555番地
関西国際空港熱供給株式会社	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地

1-9. 使用人の状況

①企業集団の使用人状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,230名	12名減	41.9歳	10.8年

②当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
623名	25名減	42.4歳	5.3年

1-10. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	42,389 百万円
株式会社三井住友銀行	42,149 百万円
株式会社民間資金等活用事業推進機構	32,915 百万円

1-11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

①発行可能株式総数 2,000,000株

②発行済株式の総数 1,000,000株

③株主数 32名

④大株主（上位11名）（2023年9月30日現在）

株主名	持株数	持株比率
オリックス株式会社	400,000株	40.0%
VINCI Airports S.A.S.	400,000株	40.0%
株式会社民間資金等活用事業推進機構	38,000株	3.8%
関西電力株式会社	10,000株	1.0%
近鉄グループホールディングス株式会社	10,000株	1.0%
京阪ホールディングス株式会社	10,000株	1.0%
ダイキン工業株式会社	10,000株	1.0%
南海電気鉄道株式会社	10,000株	1.0%
阪急阪神ホールディングス株式会社	10,000株	1.0%
株式会社みずほ銀行	8,000株	0.8%
株式会社三菱UFJ銀行	8,000株	0.8%

⑤当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査等委員の状況 (2023年9月30日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 (CEO)	山谷 佳之	全般	関西エアポート神戸株式会社 代表取締役社長 (CEO)
代表取締役副社長 (Co-CEO)	ブノア・リュロ	全般	関西エアポート神戸株式会社 代表取締役副社長 (Co-CEO)
取締役	井上 亮		オリックス株式会社 取締役兼代表執行役社長・グループCEO
取締役	グザビエ・ ユイヤード		ヴァンシ 会長兼CEO
取締役	入江 修二		オリックス株式会社 取締役兼専務執行役事業投資本部長
取締役	ニコラ・ ノートバール		ヴァンシ・コンセッションズ CEO ヴァンシ・エアポート 社長
取締役 (監査等委員)	尾崎 輝郎		尾崎輝郎公認会計士事務所 代表
取締役 (監査等委員)	中村 克己		
取締役 (監査等委員)	松村 孝夫		関西電力株式会社 顧問

(注)

1. 山谷 佳之氏、ブノア・リュロ氏以外は、全員社外取締役であります。
2. 当社は、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、監査等委員を補助する使用人を配置しており、監査等委員会の監査業務の実効性を確保しております。
3. 2023年6月29日付で、取締役(監査等委員) 彌園 豊一氏は退任し、取締役(監査等委員) 松村 孝夫氏が新たに就任いたしました。

(参考：執行役員)

地位	氏名	担当
専務執行役員	坂本 龍平	最高財務責任者 (CFO)
専務執行役員	ヤニック・アイユリ	最高運用責任者 (COO)
専務執行役員	マチュー・ブティティ	最高技術責任者 (CTO)
専務執行役員	フランソワ・スタレスキー	最高商業責任者 (航空担当) (CCO)
専務執行役員	ステファン・ジェフロイ	最高商業責任者 (非航空担当) (CCO)
専務執行役員	西尾 裕	伊丹空港本部長
専務執行役員	片平 聡	最高管理責任者 (CAO)
常務執行役員	三浦 覚	最高渉外責任者 (CRO)
常務執行役員	ジュリアン・イシェ	副最高財務責任者 (Deputy-CFO)
執行役員	升本 忠宏	副最高運用責任者 (Deputy-COO)
執行役員	桑木 雅行	副最高技術責任者 (Deputy-CTO)
執行役員	田中 淳隆	副最高商業責任者 (航空担当) (Deputy-CCO)

執行役員	高野 敬二	副最高商業責任者（非航空担当）(Deputy-CCO)
執行役員	松浦 拓也	副最高管理責任者（Deputy-CAO）
執行役員	小泉 恵次	伊丹空港副本部長
執行役員	石川 浩司	関西エアポートオペレーションサービス株式会社 代表取締役社長
執行役員	田部 章壽	非航空事業本部 エグゼクティブアドバイザー
執行役員	山本 雅章	関西エアポート神戸株式会社 執行役員 神戸空港本部長
執行役員	大和田 史雄	関西エアポートリテールサービス株式会社 代表取締役社長
執行役員	加藤 篤志	CKTS株式会社 代表取締役社長
執行役員	江村 剛	T1リノベーション部長
執行役員	松井 光市	関西エアポートテクニカルサービス株式会社 代表取締役社長
執行役員	パスカル・ポルタリエ	CIO

4-2. 取締役及び監査等委員の報酬等について

① 総額

取締役及び監査等委員の報酬等については、年間報告で記載させていただきます。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の金銭報酬の額は、2015年12月15日開催の株主総会にて、報酬総額を年額150百万円以内とする旨を決議しています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は6名でした。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年6月30日開催の株主総会にて、報酬総額を年額30百万円以内とする旨を決議しています。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名でした。

③ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別報酬の決定方針について

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別報酬等の内容に係る決定方針として、(ア) 社外取締役（監査等委員であるものを除く。）は無報酬とするとともに、(イ) 社外取締役ではない取締役（監査等委員であるものを除く。）である代表取締役社長及び代表取締役副社長の個人別報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりです。

1. 報酬は、基本報酬である定額の金銭報酬のみで構成する。
2. 個人別報酬の額の決定については、会社の業績を踏まえ適切な報酬額を、代表取締役社長及び代表取締役副社長が合意のうえ決定する。
3. 報酬付与の時期は、在任中に定期的に支払う。

これらのうち、(ア)の事項は2023年6月29日開催の取締役会において、また、(イ)の事項は2021年3月17日開催の取締役会においてそれぞれ決定したものです。2023年度の報酬についても、これらの方針に沿って決定された旨、代表取締役社長より報告を受けています。

4-3. 社外取締役の主な活動状況

社外取締役の重要な兼職の状況

前記4-1の取締役の重要な兼職の状況欄をご参照ください。なお、社外取締役の重要な兼職先と当社との関係で、開示すべき重要なものはございません。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	井上 亮	当期間における取締役会 2 回開催中 2 回出席。オリックス株式会社で長年にわたり取締役兼代表執行役を務めた豊富な経験を有しており、当該視点を踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会における発言等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役	グザビエ・ユイヤード	当期間における取締役会 2 回開催中 2 回出席。VINCI で長年にわたり会長兼 CEO を務めた経験を有しており、当該視点を踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会への出席等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役	入江 修二	当期間における取締役会 2 回開催中 2 回出席、評価報酬委員会 1 回開催中 1 回出席。オリックス株式会社で長年にわたり執行役及び取締役を務めた豊富な経験を有しており、当該視点を踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会及び評価報酬委員会への出席等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役	ニコラ・ノートバル	当期間における取締役会 2 回開催中 2 回出席、評価報酬委員会 1 回開催中 1 回出席。VINCI Airports で長年にわたり社長兼 CEO を務めた経験を有しており、それを踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会及び評価報酬委員会への出席等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役 (監査等委員)	尾崎 輝郎	当期間における取締役会 2 回開催中 2 回出席、監査等委員会 4 回開催中 4 回出席、評価報酬委員会 1 回開催中 1 回出席。公認会計士として長年にわたり会計業務に従事してきたほか、様々な会社、組織の監査業務を務めた経験を有しており、それを踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会、監査等委員会及び評価報酬委員会における発言等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役 (監査等委員)	中村 克己	当期間における取締役会 2 回開催中 2 回出席、監査等委員会 4 回開催中 4 回出席。日産自動車株式会社で取締役、フランス ルノーで執行副社長、カルソニックカンセイ株式会社取締役会長を務めた経験を有しており、それを踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会及び監査等委員会における発言等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役	彌園 豊一	在任中における取締役会 1 回開催中 1 回出席、監査等委員

(監査等委員)		会 2 回開催中 2 回出席。関西電力株式会社で代表執行役副社長を務めた経験を有しており、それを踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会及び監査等委員会における発言等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。
社外取締役 (監査等委員)	松村 孝夫	在任中における取締役会 1 回開催中 1 回出席、監査等委員会 2 回開催中 2 回出席。関西電力株式会社で代表執行役副社長を務めた経験を有しており、それを踏まえた当社の業務執行に対する助言及び監督等を期待しているところ、取締役会及び監査等委員会における発言等を通して、期待した役割を適切に実施していただいております。

4-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第 427 条第 1 項及び定款第 17 条第 1 項により、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を、すべての社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）と締結しております。

4-5. 補償契約に関する事項

該当事項はございません。

4-6. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社の全役職員

② 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお保険料は全額当社が負担しております。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5-2. 当事業年度に係る報酬等の額

会計監査人の報酬等の額については、年間報告で記載させていただきます。

5-3. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

5-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当社都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不

再任を株主総会の付議議案とすることを検討いたします。

5-5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はございません。

5-6. 補償契約に関する事項

該当事項はございません。

6. 会社の体制及び方針

6-1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に規定する内部統制システムの整備に関する基本方針について、取締役会において決議しており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・倫理規程、公益通報処理規程等の規則を制定し、取締役及び使用人への研修を実施するとともに、コンプライアンス体制の整備を図る。
- ・内部監査部門を設置し、定期的に監査を実施する。
- ・使用人等からの法令違反行為に関する通報等に対応する社内外複数の窓口を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、契約書、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い分類し、適切に保存・管理を行うものとする。
- ・会社の保有する情報資産を様々な脅威から保護するために、情報セキュリティポリシー等を策定するとともに、情報セキュリティポリシーの運用状況を管理するための体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・災害、事故、環境問題等に係るリスクについては、未然防止の観点から、規則・指針の制定、研修・訓練の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ・さらに多様化するリスクに対して、リスクを評価・分析し、リスク管理の実効性を確保するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、迅速かつ効率的な業務執行を図るため、監査等委員会制度及び執行役員制度を採用している。
- ・法令又は定款に定める事項及び特に重要な事項は取締役会で決議し、社長及び副社長に授権した重要な事項は経営委員会にて審議のうえ、社長及び副社長が決定する。
- ・社長・副社長及び執行役員による業務執行は、効率性を図るため組織規程及び専決規程において明確化された職務分掌及び権限に基づき行われる体制とする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等（取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者をいう。以下同じ）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・グループ会社の経営計画等一定の重要事項について、当社とグループ会社間で意見交換を行う。

- ・当社役員のグループ会社役員兼任により円滑な意思疎通を図る。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・グループ会社で災害・事故等のリスクが発生した場合におけるグループ各社から当社への緊急事態報告体制に関する指針を制定する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・グループ全体の経営計画を策定し、その方針のもとに事業年度ごとのグループ各社の重点経営目標を定める。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ会社に対する内部監査並びに監査等委員会及び会計監査人による調査を実施する。
- ・コンプライアンスに関する規則類及び法令違反行為に関する通報等の窓口をグループ全体で共有し、グループ会社の使用人等に対し、コンプライアンス意識の醸成を図る施策を実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助するため監査室を設置し、専属の使用人を配置する。
- ・当該使用人は、監査等委員会監査に関する調査その他の事務を補助する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査室の使用人は、監査等委員会の指揮を受けて職務を行うものとし、その人事考課については監査等委員会が行う。
- ・監査室の使用人の人事異動については、監査等委員会の同意を得る。

(8) 監査等委員会の前々号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査室の使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。

(9) 監査等委員会への報告に関する体制

①取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ・監査等委員会は、経営委員会等重要な会議への出席、定期的な業務監査を実施する。
- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見したときは、監査等委員会に対して速やかに当該事実を報告するものとし、当社内にその旨を周知徹底する。
- ・取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には速やかに報告するものとする。

②子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

- ・監査等委員会は、グループ会社に対し、定期的に業務監査を実施する。
- ・グループ会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社又はグループ会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に対して速やかに当該事実を報告するものとし、当社グループ内にその旨を周知徹底する。
- ・グループ会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には速やかに報告するものとする。

(10) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

- ・当社は、監査等委員会へ報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、当社内においてその旨を周知徹底する。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の償還の手続その他の当該職務の執行につい

て生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査等委員が職務の執行について生じる費用の前払又は債務の償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じることとする。また、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等に充てるため、監査等委員との協議に基づき、毎年度予算措置を講ずる。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員は、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人を監督する。また、取締役は、会計監査人の報酬を決定する場合及び会計監査人に非監査業務を依頼する場合は、監査等委員会の事前承認を得るものとする。

6-2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運営状況の概要については、年間報告で記載させていただきます。

6-3. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はございません。

6-4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款第25条第1項に定めております。配当金額については、連結業績の動向、財務状況及び今後の事業展開等を勘案し、決定してまいります。

6-5. 会社の状況に関する重要な事項

該当事項はございません。